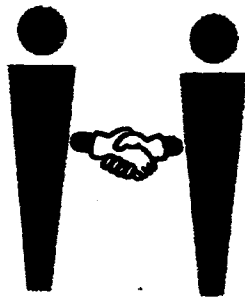


# 規 約



出あい・ふれあい  
**初台アイアイクラブ**

総合型地域文化スポーツクラブ

i(アイ)とはidentityのi。

個人としての存在証明を表します。

そのiが手を結び、初台の頭文字Hを表現します。

同時に人と人の出あい、ふれあいの“アイ”です。

愛のある初台アイアイクラブ。

# 総合型地域（文化・スポーツ）クラブ「初台アイアイクラブ」規約

## 第1章 総 則

### [名称・事務所]

第1条 本クラブは、総合型地域（文化・スポーツ）クラブ「初台アイアイクラブ」と称し、事務所を会長宅に置く。

### [目 的]

第2条 本クラブは、その名の示す通り、地域の人々の出会い・ふれあいの場として、また子どもから高齢者まで誰もが気軽に文化に触れ、スポーツを楽しめる健康で笑顔あふれるコミュニティづくりを目指すことを目的とする。

### [事 業]

第3条 本クラブは、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① 会員および地域住民の健康・体力の維持増進と、豊かな人間性の構築を目指すための活動の実施
- ② 会員相互の交流・親睦を図るための活動の実施
- ③ 地域住民のふれあい・交流に資する活動の実施
- ④ 地域の他機関・団体などが開催する行事等への参加・協力
- ⑤ 文化・スポーツサークルの設置・支援
- ⑥ その他、本クラブの目的達成のために必要な事業の実施

## 第2章 会 員

### [会員の種類]

第4条 本クラブの会員は次の通りとする。

- ① 正会員
- ② 賛助会員

### [会員の資格]

第5条 本クラブの会員は、本クラブの趣旨に賛同し、会員としての要件を満たす者とする。

### [会 費]

第6条 1. 本クラブの会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

2. 既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

### [入 会]

第7条 本クラブへの入会は、所定の入会申し込み書と、別に定める会費を添えて事務局へ提出する。  
(入会金)

### [退会・休会]

第8条 本クラブを退会および休会する場合は、書面をもって会長に届けるものとする。

[除名]

第9条 次の各項に該当する場合は、運営委員会の議決を経て除名するものとする。

- ① 会費を滞納した場合
- ② 本クラブの名誉を著しく毀損したとき
- ③ 本クラブの運営に著しく支障をきたす言動、行為がみられたとき

### 第3章 組織

[組織]

第10条 本クラブに、次の組織を設ける。

- ① 運営委員会
- ② 事務局会
- ③ 部会

[運営委員会]

第11条 1. 本クラブに、次の運営委員を置く。

- |                         |       |
|-------------------------|-------|
| ① 会長                    | 1 名   |
| ② 副会長                   | 若干名   |
| ③ 事務局長                  | 1 名   |
| ④ クラブマネージャー             | 若干名   |
| ⑤ 部長                    | 各部1名  |
| ⑥ 副部長                   | 各部若干名 |
| ⑦ 会計                    | 2 名   |
| ⑧ <u>その他、運営委員会が認めた者</u> |       |

2. 運営委員は兼任することができる。

[運営委員の任務]

第12条 運営委員の任務は次の通りとする。

- ① 会長は、本クラブを代表し、会務を総括する。
- ② 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- ③ 事務局長は、本クラブの運営事務を統括し、事務局を代表する。
- ④ クラブマネージャーは、運営委員会・事務局会・部会の進行管理および相互調整を行う。
- ⑤ 部長は、各部会の協議・活動内容を統括し報告する。副部長はこれを補佐する。
- ⑥ 会計は、本クラブの会計を経理する。

[運営委員の選任]

第13条 運営委員は、前年度の運営委員会において会員の中から選任する。

[運営委員の任期]

第14条 1. 運営委員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

2. 運営委員が任期途中で退任した場合、次に就任した委員の任期は、前任者の任期の残存期間とする。

[事務局会]

- 第15条 1. 事務局会は、本クラブの運営事務にあたる。
2. 事務局会に、会計および部会を設置し、その実務にあたる。
  3. 事務局会は、事務局長・クラブマネージャー、部長、副部長、会計で構成する。
  4. 事務局長・クラブマネージャーは、運営委員会がこれを選出する。

[部会]

- 第16条 1. 事務局会に次の部会を設置する。
- ① 総務部会（本クラブの総務を担当する）
  - ② 事業部会（本クラブの事業を企画・運営する）
  - ③ 広報部会（本クラブの広報・PR活動を行う）
2. 各部会は、部長、副部長、および部員で構成する。
  3. 部長、副部長は部員の互選による。

[顧問]

- 第17条 1. 本クラブに顧問を若干名置くことができる。
2. 顧問は会長が選任し、会長の諮問に応じる。

[会計監査]

- 第18条 1. 本クラブに会計監査を置く。
2. 会計監査は、本クラブの会計を監査する。
  3. 会計監査は、運営委員会がこれを選任する。

## 第4章 会 議

[会議の種別]

- 第19条 1. 本クラブの会議は総会、運営委員会、事務局会、部会の4種とする。
2. 総会は通常総会および臨時総会とする。

[総会の構成]

- 第20条 総会は正会員をもって構成する。

[総会の機能]

- 第21条 総会は本クラブの最高議決機関であって、次の事項を審議する。
- (1) 事業報告・決算報告
  - (2) 事業計画・予算計画
  - (3) 運営委員、会計監査の承認
  - (4) 規約、細則その他業務上必要な諸規定の制定・改廃
  - (5) その他、本クラブ運営に関する重要事項

[総会の開催]

- 第22条 1. 通常総会は、年1回、会長がこれを招集する。
2. 臨時総会は会長が必要と認めるとき、これを招集する。
  3. 議長は総会において選出する。

[総会の招集]

第23条 総会を招集するには、総会当日の10日前までに書面により通知しなければならない。

[総会の定足数]

第24条 総会は、正会員の3分の1以上の出席をもって成立する。ただし、委任状をもって出席と認める。

[総会の議決]

第25条 総会における議決事項は、出席者の2分の1以上の賛成をもって可決とする。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによるものとする。

[運営委員会の構成]

第26条 運営委員会の構成は、第11条によるものとする。

[運営委員会の機能]

第27条 運営委員会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 事務局会の組織および運営
- (3) その他、総会の議決を要しない事項

[運営委員会の開催]

第28条 運営委員会は、会長が必要と認めた場合に会長が招集・開催する。

[事務局会の構成・機能]

第29条 事務局の構成・機能は、第15条によるものとする。

[事務局会の開催]

第30条 事務局会の開催は、事務局長・クラブマネージャーが必要と認めた場合に招集・開催する。

[部会の構成・機能]

第31条 各部会の構成・機能は、第16条によるものとする。

[部会の開催]

第32条 部会の開催は、各部長が必要と認めた場合に招集・開催する。

## 第5章 会 計

[資 金]

第33条 本クラブの資金は、次に掲げるものとし、会計がこれを管理する。

- ① 会 費（年会費・月会費）
- ② 参加費
- ③ 事業などによる収入
- ④ 寄付金・協賛金
- ⑤ その他

[予算および決算]

第34条 本クラブの予算および決算は、総会の議決・承認を得なければならない。

[会計年度]

第35条 本クラブの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

### 第6章 事故の責任

[事故の責任]

第36条 会員は、本クラブの活動に際しては、本クラブの諸規定および施設管理責任者ならびに指導者の指示に従い、自己の責任において行動するものとする。万が一盗難、傷害等の事故が起こっても、本クラブおよび指導者に対し一切の損害賠償を請求しないものとする。

[保険] (削除)

第37条 会員の活動中の事故・傷害については、保険の対象範囲内でのみ対応するものとする。

### 第7章 細則

[細則]

第38条 本規約に定めのない事項および運営上必要な細則は、運営委員会の議決によって定める。

[規約の改正]

第39条 本規約は、総会の議決によって改正することができる。

<附則>

本規約は、平成17年11月27日より施行する。

本規約は、平成19年5月19日に一部改正する。

# 初台アイクラブ組織図

